

第3回 八尾市男女共同参画審議会 会議録(要旨)

1. 日時 平成23年11月17日(木) 午後3時～
2. 場所 八尾市役所本館8階 第2委員会室
3. 出席者 別紙
4. 会議内容
 - 1) 開会
 - 2) 市長挨拶
 - 3) 委員紹介(事務局紹介)
 - 4) 議題
 - (1)「第2次 やお女と男のはつらっプラン」の進捗状況について(報告)
 - (2)その他

5. 議事録要旨

議題の内容について

〈会長〉議題(1)の「第2次 やお女と男のはつらっプラン」の進捗状況について、事務局より説明してください。

〈事務局〉

事務局より、資料説明(資料1～5)

〈委員〉[資料2]の八尾市防災会議について、女性が1名入っているが2.6%という数字は非常に低い。また、[資料1(p7)]基本課題9に防災・災害復興や復興支援活動に男女双方の視点が重要であるということが書かれているが、今後どのように取り組んでいくのか。また、防災計画推進会議の位置づけと八尾市地域防災計画の見直しにあたっての女性の視点について、どのようにお考えか教えてほしい。

〈事務局〉まず八尾市防災会議について、平成22年度は女性が1名であったが、平成23年度は3名となっている。また、八尾市地域防災計画推進会議については、これは今年度に設置されたもので、東日本大震災を機に、災害時の課題やその対応について、女性の視点を取り入れた検討を行っていくということから、現在12名中5名の女性に入っている状況である。

〈会長〉そうすると、防災の会議については、ある一定の女性の参画が図られているということ。それに関連して、[資料1(p7)]「他の災害時と同様にこれらの災害時における避難所生活や復興活動等においても、女性が性暴力などの被害に遭う危険性が非常に高くなること、また増大した家庭的責任が女性に集中することが改めて明らかになりました。」とあるが、どのようなことがあって、このような表記にしたのか具体的に説明していただきたい。

〈事務局〉東日本大震災に関する新聞報道等で、女性に対する暴力事件(例えば、被災地にボランティアに行った女性が、ボランティアに行った男性から避難所でわいせつな行為を受けたり、DVにより避難していた女性が、避難所で加害者である夫に遭遇し危険な

目にあった等)について取り上げられていた。また、避難所における生活が男女共同になることによって、暴力が起こる可能性も高くなると思われる。その背景には、慣れない避難所生活でストレスが溜まり、女性だけに限らず、子どもや高齢者、障がい者など、弱いものに向かっていくということ、さらには将来が見えない不安が暴力となって発生するといった状況があったことから、このような表記にさせていただいた。

〈会長〉「増大した家庭的責任が女性に集中する」というのは、どういうことなのか。

〈事務局〉避難所での炊き出しや育児・介護など、いわゆる家庭的な部分がどうしても女性に集中しているという状況を、内閣府の男女共同参画局からの情報で確認した。また、避難所生活をされていない場合であっても、男性は仕事に行き、家の事はすべて女性に集中しているという状況も踏まえ、このような表記とさせていただいている。

〈委員〉〔資料1 (p 4)〕女性の労働力率について、八尾市はどのように特徴を分析しているのか。

〈事務局〉男女共同参画の担当としては、詳細な分析はできていない。労働分野については産業部門が所管しているが、資料のような数値となった背景には、どのようなことがあげられるのかということについて、委員のご指摘を踏まえ、何らかの分析ができないものか所管課に確認させていただく。

〈委員〉〔資料1 (p 16)〕ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業に対する顕彰制度について、昨年も同様の内容が書かれており、今年も同じように「検討する」と書かれているが、実際に検討したのか、検討した結果はどうであったのかを説明していただきたい。働く人の立場を考えて雇用者が取り組んでくれると大変助かる。ここをもう少し力を入れて取り組んでいただきたい。ワーク・ライフ・バランスの取組みを進めている企業を紹介することは企業にとっても刺激になると思うので、ぜひお願いしたい。

〈事務局〉顕彰制度については、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所を把握できていないため、未だ実施には至っていないが、産業部門と連携しながら、モデルとなるような事業所があれば紹介していきたい。

〈会長〉ワーク・ライフ・バランスや事業所だけに限らず、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる企業や団体、市民等に対する顕彰制度を検討してはどうか。何もおおげさなことではなくて、学校における女性の校長や育児・介護休業法を取得した男性、自治会で活躍する女性など、身近な人を表彰していくことで、非常に身近な形になるのではないかと思う。

〈事務局〉やり方によってはさまざまな手法があり、男女共同参画を推進する一つの刺激になると思うので、いただいたご意見を参考に、顕彰制度について、事務局で検討させていただく。

〈副会長〉〔資料1 (p 17、20)〕女性管理職の登用について、前年度と比較して市役所における女性管理職の登用率が2ポイント下がっているが、その理由について教えていただきたい。

〈事務局〉女性職員の採用について、年々、比率としてはあがってきているが、管理職になられる当時の女性職員の採用数や管理職になられる年代の方が退職されるという状況の

中で、若い人材をいかに登用していくかが課題である。また、管理職試験そのものを受けない人も出てきているため、なかなか伸びていないという現状である。

〈副会長〉部署内で、女性が管理職試験を受けやすい状況にあるのか。市役所は市内事業所のモデル的な職場になることが求められるので、課題に対して、どのような取り組みを行ったのかということについて、次回の会議で報告いただきたい。

〈事務局〉制度上としては、育児介護休業法はあるが休みを取りにくい状況もあり、育児や介護に携わっている女性が、管理職というものに対して、どのような形で関わっていくのか、そして管理職という仕事に魅力を感じていただければ、もっと活躍していただくとおもうので、いただいたご意見を踏まえ、詳細な分析も行っていきたい。

〈委員〉どのようなセクションにも女性枠を設けてはどうか。そうすることで、女性は育児休暇や看護休暇を取りやすくなるし、女性の声や立場がもっと一般的にわかっていただけるのではないかと。

〈事務局〉審議会で賜ったご意見ということで、女性枠を設けるというのも一つのご提案として、人事の所管課にお伝えし、今後、どのように女性の採用数を増やすのか、そして実際に女性が管理職としていきいきと働きやすい職場をつくるためには、どのようなことができるのかということについても、人事政策の中で十分に議論していただきたいということをお伝えさせていただく。

〈会長〉〔資料1（p20）〕の男女共同参画の推進状況「プランの指標と目標値」について、審議会等への女性委員の割合のように目標値に近づいているものもあるが、ほど遠いものもあるので、目標として掲げたからには、行政の責任としてある程度の効果的な努力をし、目標達成に向けて意識して取り組んでいただきたい。

〈事務局〉審議会等への女性委員の登用に関しては、事前に男女共同参画部局と事前協議を行うこととしており、委員の選任にあたっては、積極的な女性委員の登用にご協力をお願いしている。また、女性委員の登用率が目標値の35%に満たない場合は、目標年度である平成27年度に向けてどのような方策で女性委員を増やしていくのかということについて計画としてあげていただくことで、少しずつではあるが伸びてきているといった状況である。また、自治振興委員会については、男性が大半を占めているが、実際に活動されているのはほとんどが女性であるという実態もあるので、所管課からできる限り実態にあわせた方を推薦していただくようお願いしている。地道な努力をしていかなければ、なかなか数字はあがらないということは認識しており、いただいたご意見を踏まえて努力していきたい。

〈会長〉公立保育所における男性保育士については3人となっているが、これについてはどうか。

〈事務局〉まだまだ保育士課程を学ぶ男性が圧倒的に少ないため、受験者に占める男性の割合が少なくなっている。男性保育士に対する社会的な意識改革も必要である。

〈会長〉管理職登用について、例えば評議委員会や理事会の中で、女性枠の議論さえも行われていない。やはり組織が上になるほど、下からの意見は取り入れてもらえないし、女性の活用をすれば、視界が開けるとか事業が思わぬ展開をするといったような発想は、今までの組織からはなかなか出てこないように思う。女性枠を設けるといのは、上

に立つ人の気持ちが大きく左右すると思うし、人材がないからなどと言っているといつまで経っても人材は育たないように思う。管理職登用をいかにすすめていくかということで、庁内の意識改革をしていただきたい。

〈事務局〉女性の管理職登用について、女性が十分に確保できていない点については、八尾市としても反省しなければならないように思う。将来的な男女の職員バランスを取ることで、管理職のバランスも取れてくるのが考えられるので、審議会から頂戴したご意見として、人事の所管課に上申させていただく。

〈会 長〉市民から見たら、今、行政は何をしてくれるのかが問題であって、どのような採用試験に合格したか等はあまり関係がないように思う。行政ウーマンとしてどのようなことができるのかという形で見えていくと、その人の能力を活かす方法があると思う。従来の採用制度をもっているとしても、それ以外にもう少し市民を鼓舞するような形で、費用対効果の非常に高いようなやり方ですすすめていただきたい。

〈委 員〉昨年、男女共同参画推進条例ができた後、条例制定を記念したシンポジウムが行われたが、その後はどうなっているのか。条例ができたことすら知らない市民もいる。市役所内部では、人事の採用面や物事を計画するときに条例の趣旨を配慮されていると思うが、一般社会の中ではなかなか行き届いていないように思われる。また、男女共同参画の啓発について、街頭啓発活動などを盛んに行っている部署もあるが、男女共同参画の啓発活動は、今後どのようにすすめていくのか。条例の周知を図るとともに、市民の目に触れ、市民の間に浸透するような啓発活動をお願いしたい。また、条例についてのアンケート調査は行ったのか教えていただきたい。

〈事務局〉アンケート調査は行っていません。

〈委 員〉すぐにアンケート調査を実施しなければならないというわけではないが、調査を行う際は、市単独でされるのではなく、八尾市のいろいろな団体をお願いして、市民の間に行き渡るように考えないといけないと思う。

〈事務局〉ご意見ありがとうございます。

〈会 長〉やはり、本市の男女共同参画の計画名（「第2次やお女と男のはつらつプラン」）にもあるように、「はつらつ」と言ったら、八尾の「はつらつ」だと思ってもらえるように、「八尾はつらつ賞」という賞を設けてはどうか。それを男女共同参画のイベント時に表彰することで、八尾の優れた人材が来るし、男女共同参画の意識が高まると思う。

〈委 員〉会議資料を見て、子育て支援制度や相談窓口についてなど、さまざま制度があることを知ったが、一般市民は知らない人が多いように思う。八尾市では、生涯学習センター「かがやき」の4階に男女共同参画センターがあるが、もっとたくさんの方が目に触れる駅などに、男女共同参画のコーナーを設けて、啓発資料や各種制度のチラシ等を置いていただきたい。

〈事務局〉（先ほどの条例に対するご意見について）プランは、男女共同参画社会の実現をめざして、具体的の中・短期的な目標を設定し、事業を落とし込んでいるが、条例そのものは、基本理念もしくは理想像を掲げているものである。その中で市民、事業者、市役所の3つが一体となって活動していかなければ男女共同参画は実現できず、明確に

していくことでさらに事業の展開をはっきりさせていきたいという趣旨のもとで条例を制定した。アンケート調査を行ってみてはどうかというご意見も踏まえ、次期計画策定の際に行うアンケート調査にあたっては、条例の周知度についての項目も入れる方向で検討していきたい。

〈委員〉女性が入りにくい審議会もあると思う。私どもの団体では、月に一回会議を開いて、出席した会議の報告を行っている。その内容を地域にまで伝達できているかどうかはわからないが、私の地域ではこの審議会で出た意見等を会議で報告している。

〈委員〉いろいろな審議会の中に入る男女の割合も重要であると思うが、そこに入るそれぞれの人の人権感覚に偏りがあっては、いくら女性の管理職が増えても、女性にどのようなメッセージを与える人が管理職になるかによって、変わってくると思う。いろいろな団体や市役所内で、ジェンダー感覚や意識を磨く学習も必要だと思うし、これからの次世代を担う子どもたちにもそのような教育が必要だと思う。いずれその子どもたちが大人になったとき、そういった感覚をもっていれば、災害時に起こる女性への暴力も起こるはずがないと信じたいし、男女の比率がおかしいのではないかということ、男性の側から審議の中で意見として出るのが、正当な結果なのではないかと思う。そのためにも、例えば若い世代間で起こっているデートDVについて、どのような啓発活動等を行っているのか、また、どのような方法で子どもたちに教育していくのかということをお話していただきたい。

〈事務局〉大阪府よりデートDVに関するパンフレットを各小中学校に配布している。また昨年、教育部門との共催で教職員を対象に「男女共生教育」という研修を実施し、デートDVに関わる部分も含めてお話していただいた。今年度についても、2校の中学校において、保護者や教職員を対象とした出前講座を実施した。いずれも子どもに対して直接的に行ったものではないが、まずは、指導される先生や家庭で子どもを育てられる保護者に対しての研修・啓発をさせていただいたという状況である。また、学校に対しては教育の所管課より、「人権教育推進のための手引き」を毎年各学年に配布しており、その中にデートDVに対する学習の指導についても掲載されているので、教育部門とも連携しながら啓発をすすめていきたいと考えている。

〈委員〉〔資料3〕女性相談事業の実施状況について、DV相談が多く、改めてDVの深刻さが確認できた。しかし、女性相談の予約が増え、実際に相談を受けるまでに時間がかかるという課題に対し、何度も相談ができる体制を取られているというのは、行政のサービスとして制度的に問題があるのではないか。回数制限も考えた方がいいのではないか。

〈事務局〉平成23年7月より、女性相談の枠を1.5倍に増やし、長くて2、3ヶ月待ちの状態が、1、2ヶ月待ちの状態に減ってきている。今後はまた新たな需要が呼び起こされる可能性もあるので、今後の様子を注視して、拡大が必要かどうかを見極めていきたい。もう一つは新規の相談者に対しては、新規枠の曜日を設けており、優先的に予約をとっている。相談傾向としては、直ちに面接相談を受けたいというよりも、カウンセリングを求められるケースが多いので、相談回数が増えている人もいるが、場合によっては、自分で力をつけていくという男女共同参画講座にも導いていき、支援を

させていただいているケースもある。

〈委員〉行政で行っている法律相談であれば、基本的には1つの相談は1回限りである。そうしないと、中には繰り返し相談に来られるケースもあり、そのことで弊害が起きる場合もある。女性相談については、上限は全くないのか。

〈事務局〉上限はない。しかし、特定の方がサービスを過剰に受けて、新たな相談者が待たされてなかなか相談を受けられないということは、行政の運営上は好ましくないと考えている。できるだけ悩んでおられる方が待つことなく、速やかに相談に乗れる体制をしっかりと検討していきたい。

〈委員〉状況が改善されて、現在は1、2ヶ月待ちということであるが、月5回やっていて1、2ヶ月待ちは長いと思う。せめて来週とかにしないと、せっかくなりたいと思っても、来月と言われるとすぐにでも行きたい人にとっては、とても長いように思う。

〈事務局〉緊急の相談の場合は、私どもも相談にのっている。男女共同参画センターにおいても、相談者の状況がある程度聞いた上で、予約を取るようにしているので、何ヶ月もの間放っておくことはしていない。また、繰り返し相談を受けている人についても、相談員が状況を見極めて、適切なところにつなげるなどのアドバイスも行っているのので、相談があまり続くことがないように配慮させていただいている。

〈会長〉継続利用が長い方は、必要な機関につなぐということも効果的なやり方だと思う。

〈会長〉次の案件「(2)その他」について事務局より説明してください。

〈事務局〉今後のスケジュールについての説明

平成23年12月2日に庁内機関である八尾市男女共同参画施策推進本部を開催の予定。また、「第2次 やお女と男のはつらつプラン」の進捗状況の概要の公表については、平成24年3月頃を予定している。最後に、平成24年度の予定については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に規定されている基本計画の策定を予定している。よって、来年度については、3回から4回程度の審議会の開催を予定している。

〈会長〉それでは、以上で本日の議題はすべて終了しました。

〈事務局〉本日いただきましたご意見については、この後行われる行政内部の推進本部で、他の部門も含めて検討してまいります。本日は、どうもありがとうございました。

以上

別紙

(委員)

細見 三英子 会長
関根 聡 副会長
段林 和江 委員
小松 照明 委員
二宮 久子 委員
森川 昭平 委員
中西 啓詞 委員
西川 弥生 委員
松本 光子 委員
※欠席・・・眞鍋 トミエ委員

(事務局)

植島 康文 人権文化ふれあい部長
鶴田 洋介 人権文化ふれあい部次長兼人権政策課長
大木 英和 人権政策課男女共同参画推進担当課長補佐
中山 寛規 人権政策課男女共同参画推進係長
福井 智恵子 人権政策課男女共同参画推進係副主査

《配布資料》

- ・第3回 八尾市男女共同参画審議会 次第
- ・八尾市男女共同参画審議会 委員・幹事名簿
- ・第3回 八尾市男女共同参画審議会 配席表
- ・〔資料1〕 平成22年(2010)年度 八尾市における男女共同参画の進捗状況の概要について 報告書
- ・〔資料2〕 審議会等の一覧表
- ・〔資料3〕 平成22年度女性相談事業 実施状況
- ・〔資料4〕 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成22年度)【内閣府男女共同参画局公表資料】
- ・〔資料5〕 第3部 府内市町村の男女共同参画関係施策の推進状況【大阪府公表資料】